令和8年8月25日（火）
小委員会交渉資料（特区連）

扶養手当における認定要件の見直しについて（案）

１　趣旨

国や東京都等との制度的均衡を図る観点から、扶養手当における扶養親族の認定要件について、見直しを行う。

２　内容

扶養親族の収入限度額を以下のとおり改正する。

現　　行	改 正 後
年間130万円未満	年間130万円（満18歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者（配偶者※1及びパートナーシップ関係※2の相手方を除く。）にあっては、年間150万円）未満

※１　届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

※２　双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。

３　実施時期

令和８年10月１日